

# 令和8年度の利用定員の設定について (子ども誰でも通園制度)

令和8年2月9日

# 令和8年度利用定員の設定について(こども誰でも通園制度)

## ▼今回の協議事項

- ・こども誰でも通園制度に関し、令和8年度から新たに「乳児等支援給付」が創設され、乳児等通園支援事業者は、給付を受けるために、利用定員を設定し、市町村から確認を受ける必要がある。
- ・令和7年度中に認可を行った私立14園及び公立3園の令和8年度の利用定員を設定する。

## ▼参考(事業スケジュール)

日 程	内 容
令和7年5月16日(金)～6月13日(金)	認可申請書の事前提出期間
令和7年6月16日(月)～7月11日(金)	認可申請書の本提出期間
令和7年7月30日(水)	第1回子ども・子育て会議(「量の見込」と「確保の内容」の設定)
令和7年9月3日(水)	社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会
令和7年9月4日(木)	事業者の内示・通知・公表
令和7年9月26日(金)	事業者の認可
令和7年10月～	事業開始(地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断で実施)
令和7年11月4日(火)	第2回子ども・子育て会議(基本指針改正に伴う対応について)
令和8年12月10日(水)～1月7日(水)	事業者の確認申請受付
令和8年2月9日(月)	第3回子ども・子育て会議(利用定員の設定)
令和8年4月～	給付事業開始(全ての自治体で実施が義務付けられる)

# 令和8年度利用定員の設定について(子ども誰でも通園制度)

## ▼利用定員の設定について

- ・乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者であることの市町村長の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、事業所ごとに、乳児等通園支援の利用定員を設定する(子ども・子育て支援法第54条の2第2項)。
- ・利用定員を定めようとするときは、地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴取する(子ども・子育て支援法第54条の2第3項)。
- ・令和7年度第1回子ども・子育て会議教育・保育部会で設定した「令和8年度の量の見込み」に対して、今回設定する「令和8年度の利用定員数」を「確保内容」とする。
- ・今後、新たに利用定員を設定もしくは変更する場合、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業と同様に、年1回の本部会で意見聴取を行うこととする。

## ▼参考(子ども・子育て支援法第54条(抄)

### 第54条の2

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

# 令和8年度利用定員の設定について(こども誰でも通園制度)

## ▼令和8年度に利用定員を設定する施設(★…R8年度から事業を開始する施設)

施設類型	実施主体	園名	実施類型	令和8年度利用定員			
				0歳	1歳	2歳	合計
保育所型	社会福祉法人 慈童保育園	認定こども園 慈童保育園	一般型	1	2	2	5
★幼保連携型	学校法人 松山学園	松山認定こども園 星岡	一般型	0	3	3	6
★幼保連携型	学校法人 勝愛学園	学校法人 勝愛学園 幼保連携型認定こども園	一般型	0	0	6	6
保育所型	株式会社 ジャックと豆の木園	認定こども園 ジャックと豆の木園	一般型	5	1	0	6
★幼保連携型	学校法人 荘山学園	幼保連携型認定こども園 三葉幼稚園	一般型	0	5	5	10
幼稚園型	学校法人 あおい学園	認定こども園 北条幼稚園	余裕活用型	0	2	2	4
保育所型	株式会社 ジャックと豆の木園	認定こども園 ジャックと豆の木園 余戸園	一般型	5	1	0	6
★小規模A	株式会社 エイジングウェル	アユーラキッズルーム あむばむ	一般型	1	1	1	3
★小規模A	特定非営利活動法人 かしの木	かしの木園	余裕活用型	2	3	1	6
★小規模A	株式会社 MST	さかのうえ保育園 小規模保育園 溝辺園	余裕活用型	1	1	1	3
★小規模A	特定非営利活動法人 カメリア保育園	カメリア保育園	余裕活用型	1	1	1	3
新制度幼稚園	学校法人 挿桃学園	桃山幼稚園	一般型	0	0	12	12
新制度幼稚園	学校法人 挿桃学園	番町幼稚園	一般型	0	0	12	12
私学助成幼稚園	学校法人 慶應学園	慶應幼稚園	一般型	0	2	10	12
保育所	松山市	味生保育園	一般型	2	2	2	6
★保育所型	松山市	もものはなこども園	余裕活用型	0	1	0	1
★保育所型	松山市	中島こども園	余裕活用型	0	1	0	1
合計(17施設)					18	26	58 102

# 令和8年度利用定員の設定について(こども誰でも通園制度)

▼<参考>令和8年度の確保内容の見込み(第3期松山市子ども・子育て支援事業計画ベース)

(A)

(B)

(C)

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
就学前児童数	0歳児	2,753	2,986	2,931	2,880	2,834
	1歳児	2,931	3,099	3,040	2,984	2,932
	2歳児	3,225	2,934	3,081	3,023	2,967
	合計	8,909	9,019	9,052	8,887	8,733
対象児童数	0歳児	1,001	1,182	1,151	1,120	1,093
	1歳児	1,258	1,430	1,323	1,221	1,122
	2歳児	1,281	1,360	1,361	1,268	1,181
	合計	3,540	3,972	3,835	3,609	3,396
利用率	0歳児	3.0%	6.0%	9.0%	12.0%	15.0%
	1歳児	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%
	2歳児	9.0%	18.0%	27.0%	35.0%	45.0%
	合計	18.0%	36.0%	54.0%	71.0%	90.0%
	平均	6.0%	12.0%	18.0%	24.0%	30.0%

# 令和8年度利用定員の設定について(こども誰でも通園制度)

▼<参考>令和8年度の確保内容の見込み(第3期松山市子ども・子育て支援事業計画ベース)  
(※R7・8の確保の内容のみ、今回設定する「利用定員」をもとに置き換え。)

D

	年齢	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	0歳児	310	710	1,040	1,350	1,640
	1歳児	760	1,720	2,390	2,940	3,370
	2歳児	1,160	2,450	3,680	4,440	5,320
	合計	2,230	4,880	7,110	8,730	10,330
確保の内容	0歳児	557	645	1,040	1,350	1,640
	1歳児	1,216	1,720	2,390	2,940	3,370
	2歳児	4,208	4,692	4,128	4,440	5,320
	合計	5,981	7,057	7,558	8,730	10,330
確保の内容との差	0歳児	247	▲65	0	0	0
	1歳児	456	0	0	0	0
	2歳児	3,048	2,242	448	0	0
	合計	3,751	2,177	448	0	0

※利用定員総数の範囲内であれば、基準を遵守した上で、各年齢の定員を超えての受入は可能。 5

## ▼<参考>「量の見込み」及び「確保の内容」の設定方法(積算は国の通知に基づき実施)

### ①①「量の見込み」

- ・年齢毎のⒶ「就学前児童数」から認可保育所等の在籍児童数を除いた数をⒷ「対象児童数」として設定。
- ・Ⓑ「対象児童数」に利用率を加味し、④「量の見込み」を設定。
- ・具体的には、「対象児童数×10時間(月)×利用率」で積算。
- ・○「利用率」は、一時預かり事業の利用状況から令和11年度時点で30%とし、周知が進むことで段階的に上昇すると見込んで設定。

### ②⑤「確保の内容」

- ・令和7年度及び8年度は、事業者募集で事前相談のあった内容から、設定。
- ・令和9年度以降は、今後のニーズ状況等をみて、必要に応じて追加募集することとしていることから、不足が出ている場合は、量の見込と同数となるように設定。
- ・具体的には、「定員数」×「開設日数」×「開設時間」で積算。

P.5「確保内容」は、この内容を今回設定する利用定員で置き換えたもの

【例】実施定員:0歳児2人 実施日:週5日⇒月22日実施 実施時間:9:00～11:30の場合  
確保の内容(1ヶ月の確保量)⇒2人×22日×2.5時間=110時間

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

## 保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件あり

## 小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

## 「こども誰でも通園制度」

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

就労要件なし

## 幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。

（※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

## 【本格実施に向けたスケジュール】※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
  - ・118自治体で実施

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
  - ・自治体の判断において実施

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
  - ・全自治体で実施

## こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会における 取りまとめ（案）概要

### 第1 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討の背景

- 全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国で本格実施
- 令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

### 第2 令和8年度以降の制度の在り方について

#### ①令和8年度以降の利用可能時間

- ・令和8年度から全国で実施することとなる中で、全国的な提供体制や保育人材の確保の状況等を踏まえ、月10時間とする。
- ・令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定可能とする。

#### ②公定価格・利用料

- ・公定価格については、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する。加算は、引き続き障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、保護者支援の充実等の取組を適切に評価できるよう設定する。
- ・利用料については、給食代・食材費、通園バス代、文房具代等の実費に加え、事業所の取組に応じて必要な額を徴収することを可能とする。

#### ③こども誰でも通園制度の研修

- ・本制度を利用する全てのこどもたちに、安全・安心な保育と家族以外の人と関わる機会が提供できる環境を整備し、質の高い通園を保障するため、子育て支援員研修に本制度用の新たな研修コース（以下「新コース」という。）を創設し、令和8年度以降は新コースの修了を保育士以外の者が本制度に従事するための要件とする。

※ 令和8年度は従前の要件を満たす者も従事可能とする等の経過措置を設ける。なお、研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、経過措置期間の延長も検討。

#### ④その他の事項（手引、総合支援システム等）

- ・手引については、令和8年度からの本格実施に向けて、給付化に伴う内容の見直しを行うとともに、令和7年度の実施状況等を踏まえつつ、こども誰でも通園制度をより一層理解できるよう改訂する。
- ・総合支援システムについては、令和7年度の運用状況や、利用者や事業者、自治体の意見等を踏まえ、必要な改修を継続的に行う。

### 第3 中長期的な課題について

#### ①利用可能時間の見直し

- ・利用可能時間については、「制度の意義、目的に対して十分か」「提供体制は確保できるか」「人材確保は十分か」等に留意しながら、財源確保の課題等も踏まえつつ、関係者の意見を伺いながら検討が必要。

#### ②公定価格の見直し

- ・公定価格については、令和9年度以降についても、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえつつ、質の高い通園が保障されるとともに、安定した運営が可能となるよう継続的な見直しを行う必要。
- ・見直しの検討に際しては、財源確保の課題等も踏まえつつ、制度の実施状況や事業所の取組、経営状況の実態等を把握・分析し、具体的なデータに基づき行うことが重要。

#### ③こども誰でも通園制度の対象者

- ・対象年齢の下限（0歳6ヶ月）については、0歳児に多い虐待死を防ぐ等の観点から引下げを求める意見があることを踏まえ、関係施策の充実等を図りつつ、併せて、子どもの安全確保に留意しつつ、その在り方について検討することも考えられる。

- ・対象年齢の上限（満3歳未満）については、自治体によって満3歳到達後の受け皿確保の課題が指摘されていることを踏まえ、幼稚園等に満3歳児クラスの設置を働きかける等した上で、その在り方について検討することも考えられる。

#### ④こども誰でも通園制度の効果検証

- ・こども誰でも通園制度の実施状況を隨時把握・確認することに加え、制度の趣旨・目的が達成されているのかを確認する等、効果検証していく必要。

### 第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて準備を進めるとともに、中長期的な課題については、制度の実施状況等を丁寧に把握した上で、幅広い関係者の意見を伺いながら検討していくべきである。